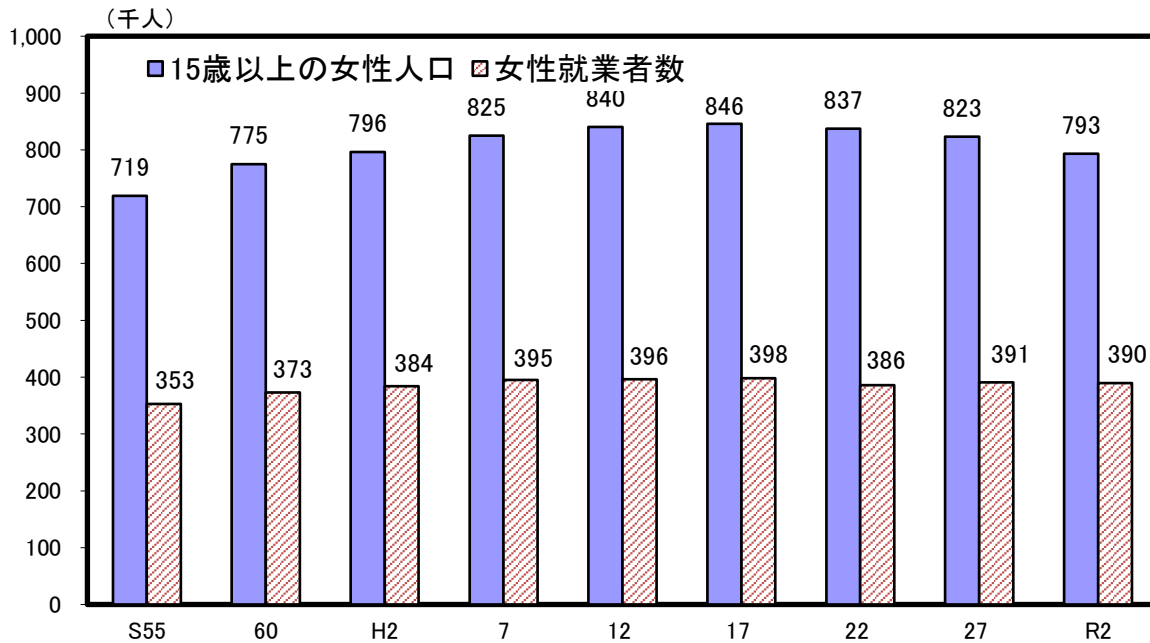


熊本県の女性就業者数の推移



解 説

【概要】

令和2年の県内女性就業者数は390千人で、15歳以上女性人口に占める割合（女性就業者比率）は49.2%となり、全国平均の46.5%を上回っている。

また、女性就業者数の推移をみると、昭和55年以降、15歳以上女性人口の増加に伴い就業者数も増加していたが、平成17年以降は15歳以上女性人口、女性就業者数ともに減少傾向である。

○就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでも行った者。休業者も含む。また、家族の人が、自営業の手伝いをした場合は、無給であっても含む。

○就業者比率

就業者数 ÷ 15歳以上人口（労働力状態不詳を含む） × 100

○管理職（管理的職業従事者）

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事するもの。

○女性管理職比率

女性管理的職業従事者 ÷ 管理的職業従事者（男女計） × 100

○共働率

夫・妻とも就業している世帯数 ÷ 夫婦のいる一般世帯数 × 100

○一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住込み雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

資料出所	調査期日	調査周期
「国勢調査」 総務省統計局	令和2年10月1日	5年